

事業者単位での再生利用等の取組状況

1 食品循環資源再生利用促進事業

食品リサイクル法に基づく再生利用等は、食品関連事業者の自主的な取組を主体としており、法に対する認知又は理解の不足等により再生利用等の義務を履行しない者が存在する場合には、制度の適正な運営や公平性の確保に支障が生じるばかりでなく、政府国民が一体となって取り組む循環型社会の構築が図られなくなるおそれがある。

このため、農林水産省としては食品関連事業者等の事業所等に担当者が出向き、法に係る啓発指導を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の実施状況について確認し、必要に応じ所要の改善指導を行うこととしている。

2 事業の実施状況

(1) 調査点検件数

事業は、平成14年度から実施され、現在、実施から4年が経過。

調査点検の実施に当たっては、食品廃棄物の年間発生量が概ね100トン以上と見込まれる食品関連事業者を予めリストアップし、点検対象企業選定の際の参考とした。実際の調査対象企業の選定は、調査点検に当たる各農政事務所等が実施している。

毎年度、2万社前後を調査しており、平成17年度末時点で累計約7万9千社について調査を実施。

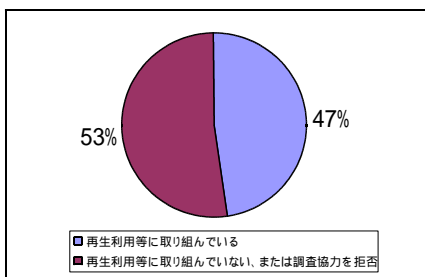
(単位：千社)

調査点検実施件数推移	単年度件数	累計
平成14年度	21	21
15年度	20	41
16年度	19	60
17年度	18	79

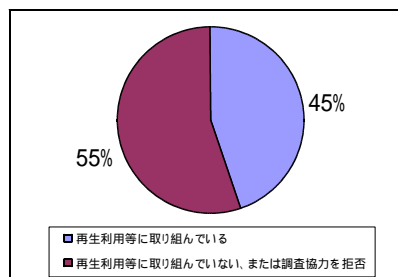
(2) 調査点検対象事業者における食品循環資源の再生利用等実施状況

ア 食品循環資源の再生利用等に取り組む事業者は、平成15年度が約9,700社、16年度が約8,500社、17年度が約7,700社と、各年度とも調査客体数の過半に達していない。

平成15年度



平成16年度



平成17年度

